

平成23年3月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対しては、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）が別添1のとおり平成23年3月13日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）（別添2）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を法第2条第1項の特定非常災害に指定し、その被害者について、行政上の権利利益に係る満了日の延長、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。主な内容等は下記のとおりであるので、適切な運用が図られるよう遺漏なきを期されたい。

記

1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置関係（法第3条）

- (1) 今般の平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により、行政庁の処分により付与された権利その他の利益や、法令に基づき行政機関に何らかの利益を付与する処分その他の行為を求めることができる権利の中には、有効期間の更新や権利の行使等のための所要の手段をとることが困難な場合がある。

このため、このような権利利益のうち、その存続期間が平成23年3月11日（特定

非常災害発生日)以後に満了するものについては、法第3条第1項及び政令第3条の規定により、その満了日を平成23年8月31日を限度として延長することができることとしたこと。

- (2) また、法第3条第2項においては、個別の確認行為を経ずに地域を単位として一括して延長措置をとることが適当なものに関して、厚生労働大臣等国の行政機関の長等が告示を行うことにより当該延長措置を行うことができ、同条第3項においては、同条第2項の規定による延長措置のほか、被害者の申請に基づき、個別に都道府県労働局長、労働基準監督署長等の行政機関や行政庁（法令において処分権限が与えられた法人等）が延長を行うことができるが、労働基準法等関係法令については、同条第2項に基づく告示は行わず、同条第3項に基づく個別の延長措置を、都道府県労働局長、労働基準監督署長等が個別の判断において行うものとする。

なお、当該延長措置が講じられた場合には、その時点で既に失効している権利利益（平成23年3月11日以後に存続期間が満了するものに限る。）についても回復されることとなること。

- (3) 法第3条第1項第1号及び政令第2条によって規定される「法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が平成23年3月11日以後に満了するもの」には、例えば、普通ボイラー溶接士免許のように都道府県労働局長の処分により付与されたもののほか、ボイラー検査証など登録性能検査機関の処分により付与された権利等も含まれるものであること。

同じく、法第3条第1項第2号及び政令第2条によって規定される「法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であつて、その存続期間が平成23年3月11日以後に満了するもの」には、例えば、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条に基づく認定を労働基準監督署長に求める権利等が含まれるものであること。（参照：参考1）

- (4) 法第3条第1項及び政令第1条によって規定される「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者」とは、特定非常災害により身体上、財産上の直接の被害を受けた自然人・法人のほか、間接の被害を受けた者も含み、個々の事案がこれに該当するか否かについては、その事情に応じて判断すべきものであること。

- (5) 法第3条第3項に係る満了日の延長の申出に用いる書面の様式は定められておらず、任意の様式で差し支えないこと。当該申出に対して行う権利利益等の存続期間の満了日の延長についても、延長期日（平成23年8月31日）までの範囲で個々の事案の事情により期日を指定することとして差し支えないこと。

2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置関係（法第4条）

- (1) 法令に規定されている義務のうち、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該履行期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任が問われる場合において、平成23年6月30日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。
- (2) 法第4条第1項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる義務を対象とするものであり、例えば、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第98条第1項に基づき「変更措置」を命じる場合のように法令に基づく処分であって初めて具体的な義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。（参照：参考2）
- (3) 法第4条第1項及政令第1項によって規定される「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害を理由として、履行義務者が当該義務を履行することについてのいわゆる期待可能性がなくなった場合であること。
- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一九)

本号で公布された 法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第十九号)
(内閣府本府)

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 - (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 - (二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置
 - (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第三項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
法務大臣 江田 五月

第五十六条第三号中「第十七条の十七第二項」を「第十七条の十七第三項」に改め、
 第五十七条第五号中「第十七条の十七第一項」の下に「百七十七条第二項」を加え、
 第五十八条第十四号中「又は改定したる」を「若しくは改定し、又は同条第五項の規定による質問に對し陳述をせず若しくは陳述の陳述をした」に改め、
 附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 第二條 第一條中船員法第七十七条の二及び第七十七条の三の改正規定(附則第七十七条の二第二項及び第五項、第七十七条の三第二項並びに同条第三項において準用する第七十七条の二第五項に係る部分に限る。)、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日。
 第三條 第一條中船員法第七十七条の二及び第七十七条の三の改正規定(附則第七十七条の二第二項及び第五項、第七十七条の三第二項並びに同条第三項において準用する第七十七条の二第五項に係る部分に限る。)、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。

第二條 この法律の施行期日第一條の規定による改正前の船員法(以下この条において「旧船員法」といふ)第七十七条の二第二項の規定により行政官庁がした通告は、第一條の規定による改正後の船員法(以下この条において「新船員法」といふ)第七十七条の二第三項の規定により行政官庁がした通告とみなし、この法律の施行前に旧船員法第七十七条の二第二項の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第七十七条の二第四項の規定により行政官庁がした処分とみなす。
 (罰則に関する経過措置)
 第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (運輸省設置法の一部改正)
 第四條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
 第三條の二第一項第六十九号を次のように改める。

第六十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
 第四條第一項第二十号の二を削り、第二十二号の下に「外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に関し、乗組員に質問をし、及び必要な処分をする」とを加え、
 第四十條第一項第四十二号を次のように改める。
 四十二 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
 運輸大臣 亀井 謙之
 内閣総理大臣 橋本 龍太郎
 平成八年六月十四日
 法律第八十五号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等に関する法律の特別措置に関する法律
 (題名)
 第一條 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合には行政上の権利利益に係る満了日の延長(以下「延長」といふ)の措置を講ずることとする。この法律は、法人の代表者等の特別 民事調停法(昭和二十六年法律第二十二号)による調停の申立ての手続の特例及び建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。
 (特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定)
 第二條 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により被害を受けた法人の存立、当該非常災害に起因する民事争訟に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることとが特に必要と認められるものが発生した場合に、当該非常災害を特定非常災害として政府が指定するものとする。この場合において、当該政府令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。
 第三條 前項の政府令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に對し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその他の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政府令で追加して指定するものとする。
 (行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)
 第四條 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」といふ)に係る法律、政令又は国行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示(以下「法令」といふ)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(以下「行政機関」といふ)の行政権限を、同法第三條第二項に規定する国の行政機関を、以下「行政機関」といふ)の行政機関が、同法第三條第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了するに際してその権利利益を保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものの延長を定めるため必要と認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期間」といふ)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。
 第五條 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するものについては、延長期間が満了した日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期間」といふ)を限度として、その存続期間を延長するものとする。
 第六條 法令に基づく権利利益を付与する処分その他の行為を当該権利利益に係る措置を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができない権利利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するものについては、延長期間が満了した日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期間」といふ)を限度として、その存続期間を延長するものとする。
 第七條 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の種別となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行つものとする。
 第八條 第一項の規定による延長の措置のほか、同項において「行政庁等」といふ)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益に係る措置を必要とする事由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについては、延長期間が満了した日から起算してその満了日を延長することとする。
 第九條 延長期間が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期間の翌日以後においても特に延長して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の規定に準じ、特定権利利益の種別となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
 第十條 前各項の規定にかかわらず、災害その他を有しない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置については他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
 (期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)
 第十一條 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」といふ)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについては、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを除き、以下単に「責任」といふ)が附与されることを免す。この場合において、政府令、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行に係る免責に関する期間(以下「免責期間」といふ)を定めることができる。
 第十二條 免責期間が定められた場合において、免責期間が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期間が到来する日まで履行されるときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについては、責任は問われないものとする。

3 免責期間が定められた後、前二項に定められた免責の措置を免責期間が到来する日の翌日以降においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定非常災害の発生を免責する法律の公布の日、すなわち、当該特定非常災害の発生に関する免責に係る期間を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定非常災害がその被害を及ぼさない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について、他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置)

第五條 特定非常災害によりその財産をもち債務を完済することができなくなった法人に対しては、第三條第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、債権者である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合には、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定をすべき第一項に規定する事情について、その決定をとり消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十條第二項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。

(民事調停法による調停の申立ての手続きの特例に関する措置)

第六條 特定非常災害により債権債務関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常

災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に原因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、民事調停法による調停の申立てをすることができる。民事訴訟費用等に関する法律(昭和十六年法律第四十号)第三條第一項の規定にかかわらず、その申立ての手続きを定めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七條 建築基準法第三十二号の特定行政庁は、同法第八十五條第一項の非常災害又は同法第二項の災害が特定非常災害である場合に於いて、被災者の住宅の確保に足りるものがないときは、応急仮設住宅の存続期間を延長する期間を定める。当該延長の期間内において、被災者の住宅の確保に足りるものがないときは、応急仮設住宅の存続期間を延長する必要がある。この場合、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第一條及び第二條の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三條から第六條までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

三 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十六号を第三十七号とし、第三十五号を第三十六号とし、第三十二号を第三十五号とし、第三十三号の次に第一号を加える。

二十四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の施行に関する事務を整理する。

第七條第一項中「第四條第二十四号」を「第四條第二十五号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和三十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律百二十三号)」を「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律百二十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)」に改める。

内閣総理大臣 橋本龍太郎
法務大臣 長尾 立子
建設大臣 中尾 栄一

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令を公布する。

平成八年六月十四日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令



「第一節 官制及び部の設置」を「第一節 官制及び部の設置等」に改める。

第一條を次のように改める。

第一條 官制及び部の設置

第一條 公正取引委員会の事務局に、官制及び次の二局を置く。

事務局

2 経済取引局に取引部を、審査局に特別審査部を置く。

第二條第一項中「四人」を「二人」に改め、同第二條第二項中「事務局長」を「事務部長」に、「事務局の」を「事務局局の」に改める。

第三條第二項中「事務局局長」を「事務部長」に、「事務局の」を「事務局局の」に改める。

第五條第一号中「局内事務」を「事務局局長の職務」に改め、同第四号中「事務局」の「下」に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下」を挿入し、「同」を「同法」に改め、同第五十一條の規定により、公正取引委員会が審判官として行なうこととした事務を除く。第十條第十二号において「同」を「同法」に改め、同第六号中「その他他部」を「前各号に掲げられるものは、事務局局長の職務事務を除く」に改める。

第六條(見出しを含む)中「経済取引部」を「経済取引局」に改め、同第三號を第五号とし、同第六號中「課長」の下に「主任」を挿入し、同第六號の「課長」を加え、同号を同第六號とし、同第六號の次に第二号を加える。

一 独占禁止政策に関する基本的事項の企画に関すること。

二 同法に対する意見の提出に関すること。

第六條に次の五号を加える。

六 不正な取引方法の指定に関すること。

七 再販規程に関する商品品の指定に関すること。

八 不当競争防止法(昭和三十一年法律百二十号)の施行に関すること。

九 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十一年法律百三十四号)の施行に関すること。

(他の所掌に属するものを除く。)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第3条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第96条 ・事業附属寄宿舍規程第36条	事業附属寄宿舍規程第36条による適用特例許可の有効期間	特例を必要とする期間	処分

賃金の支払の確保等に関する法律

条文	権利内容	備考	根拠
第7条 ・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第9条第4項	労働基準監督署長への認定の申請	退職の日から6月以内	法令
・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第3項	立替払賃金の請求	破産の宣告等又は労働基準監督署長の認定があった日の翌日から起算して2年以内	法令

労働者災害補償保険法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条の2、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第22条の5、第24条及び第26条	労災保険給付の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利については2年 ・障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利については5年 	法令

安全衛生法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第41条			
・ボイラー則第37条	ボイラー検査証（構造検査又は落成検査）の有効期間	1年間	処分
・ボイラー則第38条第2項	性能検査後更新されたボイラー検査証の有効期間	1年未満又は1年を超え2年以内の期間	処分
・ボイラー則第72条	第一種圧力容器検査証（落成検査）の有効期間	1年間	処分
・ボイラー則第73条第2項	性能検査後更新された第一種圧力容器検査証の有効期間	1年未満又は1年を超え2年以内の期間	処分
・クレーン則第10条	クレーン検査証（落成検査）の有効期間	2年（落成検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第43条	性能検査後更新されたクレーン検査証の有効期間	2年未満又は2年を超え3年以内	処分
・クレーン則第60条	移動式クレーン検査証（製造検査又は使用検査）の有効期間	2年（製造検査又は使用検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第84条	性能検査後更新された移動式クレーン検査証の有効期間	2年未満又は2年を超え3年以内	処分
・クレーン則第100条	デリック検査証（落成検査）の有効期間	2年（落成検査の結果により2年未満）	処分
・クレーン則第128条	性能検査後更新されたデリック検査証の有効期間	2年未満又は2年を超え3年以内	処分
・クレーン則第144条	エレベーター検査証（落成検査）有効期間	1年	処分
・クレーン則第162条	性能検査後更新されたエレベーター検査証の有効期間	1年未満又は1年を超え2年以内の期間	処分

・ゴンドラ則第9条	ゴンドラ検査証（製造検査又は使用検査）の有効期間	1年	処分
・ゴンドラ則第27条	性能検査後更新されたゴンドラ検査証の有効期間	1年未満	処分
第44条の3 ・検定則第10条	型式検定合格証の有効期間	機械等の種類により3年又は5年	処分
第46条の2第1項	登録製造時等検査機関の更新	登録後5年以内	法令
第53条の3（法第46条の2第1項の準用）	登録性能検査機関の更新	登録後5年以内	法令
第54条（法第46条の2第1項の準用）	登録個別検定機関の更新	登録後5年以内	法令
第54条の2（法第46条の2第1項の準用）	登録型式検定機関の更新	登録後5年以内	法令
第73条 ・ボイラー則第107第1項	特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許の有効期間	2年間	処分
第75条第3項 ・クレーン則227	登録教習を修了した者に対する試験の免除 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験等の免除（細目は下記） ○クレーン運転実技教習を修了した者 ○学科試験に合格した者	修了日より1年間 修了した日から起算して1年を経過しない間 当該学科試験が行われた日から1年を超えない期間 （同じ指定試験機関で受験する場合に限る。）	法令
・クレーン則233	移動式クレーン運転士免許試験の学科試験等の免除（細目は	修了した日から起算して1年を経過しない間 当該学科試験が行われた日か	法令

	下記) ○移動式クレーン運 転実技教習を修了し た者 ○学科試験の合格し た者	ら1年を超えない期間 (同じ指定試験機関で受験す る場合に限る。)	
第77条第4項	登録教習機関の登録 の更新	登録後5年以内	法令
第88条第1項ただし書 ・安衛則87条の6	計画の届出免除の更 新	登録後3年以内	法令
登録省令 ・第1条の2の4第 1項 ・第19条の24の 35第1項	登録安全衛生推進者 等養成講習機関の更 新 登録ボイラー実技講 習機関の更新	登録後5年以内 登録後5年以内	法令 法令

「備考」(根拠欄について)

- ・処分 法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益
- ・法令 法令に基づく何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利

<参 考 2>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	義務内容	期日等
第18条第2項 ・労働基準法施行規則第57条第3項	預金管理状況の報告	4月30日
第23条	退職時等の金品の返還	権利者の請求から7日以内
第24条	賃金の支払	毎月1回以上
第96条 ・建設業附属寄宿舍規程第12条の2	避難等の訓練	寄宿舍の使用を開始した後6ヶ月以内に1回
第104条の2 ・労働基準法施行規則第57条第2項	休業4日未満の傷病報告	1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月の各期間における最後の月の翌月末日

賃金の支払の確保等に関する法律

条文	義務内容	期日等
第3条 ・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第2項第3号	労働者の預金の管理に関する状況の預金保全委員会への報告	3月以内ごとに1回

労働安全衛生法

条文	義務内容	期日等
第10条 ・安衛則第2条第1項	総括安全衛生管理者の選任	14日以内
第11条 ・安衛則第4条第1項第1号	安全管理者の選任	14日以内
第12条第1項 ・安衛則第7条第1項第1号	衛生管理者の選任	14日以内
第12条の2 ・安衛則12条の3第1号	安全衛生推進者等の選任	14日以内
第13条第1項 ・安衛則第13条第1項第1号	産業医の選任	14日以内 (やむを得ない場合の許可あり)
・安衛則第15条第1項	産業医の定期巡視	毎月1回以上
第17条 ・安衛則23条第1項	安全委員会の開催	毎月1回以上
第18条第1項 ・安衛則第23条第1項	衛生委員会の開催	毎月1回以上
第19条 ・安衛則23条第1項	安全衛生委員会の開催	毎月1回以上
第39条第1項 ・クレーン則第59条第3項	移動式クレーンの設置者の異動による移動式クレーン検査証書替申請書	異動後10日以内
・ゴンドラ則第8条第3項	同ゴンドラ検査証書替申請書	同上
第39条第2項 ・クレーン則第99第3項	クレーンの設置者の異動等によるクレーン検査証書替申請書	同上
・クレーン則第143第3項	同デリック検査証書替申請書	同上
・クレーン則第177第3項	同エレベーター検査証書替申請書	同上
	同建設用リフト検査証書替申請書	同上

第45条第1項		
・安衛則第134条の3第1項	動力プレスの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第135条第1項	シャアの定期自主検査	同上
・安衛則第141第1項	動力遠心機械の定期自主検査	同上
・安衛則第151の21	フォークリフトの定期自主検査	同上
・安衛則第151の22	フォークリフトの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の31	ショベルローダーの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第151の32	ショベルローダーの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の38	ストラドスキャリヤーの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第151の39	ストラドスキャリヤーの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の53	不整地運搬車の定期自主検査	2年に1回
・安衛則第151の54	不整地運搬車の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第167条	車両系建設機械の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第168条	車両系建設機械の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第194条の23	高所作業車の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第194条の24	高所作業車の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第228条	電気機関車等の定期自主検査	3年に1回
・安衛則第229条	電気機関車等の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第230条	電気機関車等の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第276条	化学設備の定期自主検査	2年に1回
・安衛則第299条	乾燥設備の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第317条	アセチレン溶接装置の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第351条	絶縁用保護具等の定期自主検査	6月に1回
・ボイラー則第32条	ボイラーの定期自主検査	1月に1回
・ボイラー則第67条	第一種圧力容器の定期自主検査	1月に1回
・ボイラー則第88条	第二種圧力容器の定期自主検査	1年に1回
・ボイラー則第94条	小型ボイラーの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第34条	クレーンの定期自主検査	1年に1回

<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン則第35条 ・クレーン則第76条 ・クレーン則第77条 ・クレーン則第119条 ・クレーン則第120条 ・クレーン則第154条 ・クレーン則第155条 ・クレーン則第192条 ・クレーン則第208条 ・クレーン則第209条 ・ゴンドラ則第21条 	<ul style="list-style-type: none"> クレーンの定期自主検査 移動式クレーンの定期自主検査 移動式クレーンの定期自主検査 デリックの定期自主検査 デリックの定期自主検査 エレベーターの定期自主検査 エレベーターの定期自主検査 建設用リフトの定期自主検査 簡易リフトの定期自主検査 簡易リフトの定期自主検査 ゴンドラの定期自主検査 	<ul style="list-style-type: none"> 1月に1回 1年に1回 1月に1回 1年に1回 1月に1回 1年に1回 1月に1回 1月に1回 1年に1回 1月に1回 1年に1回
<ul style="list-style-type: none"> ・有機則第20条 ・有機則第20条の2 ・鉛則第35条 ・特化則第30条 ・特化則第31条 ・電離則第18条の5 ・電離則第18条の6 ・粉じん則第17条 	<ul style="list-style-type: none"> 局排の定期自主検査 プッシュプル型換気装置の定期自主検査 局排等の定期自主検査 局排等の定期自主検査 特定化学設備の定期自主検査 透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査 透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査 局排等の定期自主検査 	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回 1年に1回 1年に1回 1年に1回 2年に1回 1月に1回 6月に1回 1年に1回
<ul style="list-style-type: none"> 第45条第2項 ・安衛則135条の3 ・安衛則151条の24 ・安衛則151条の56 ・安衛則169条の2 ・安衛則194条の26 	<ul style="list-style-type: none"> 動力プレスの特定自主検査 フォークリフトの特定自主検査 不整地運搬車の特定自主検査 車両系建設機械の特定自主検査 高所作業車の特定自主検査 	<ul style="list-style-type: none"> 定期自主検査と同じ 定期自主検査と同じ 定期自主検査と同じ 定期自主検査と同じ 定期自主検査と同じ
第50条	登録製造時等検査機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第53条の3 (第50条の準用)	登録性能検査機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第54条 (第50条の準用)	登録個別検定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

第54条の2 (第50条の準用)	登録型式検定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第65条第1項 ・安衛則第590条第1項 ・安衛則第592条第1項 ・安衛則第603条第1項 ・安衛則第607条第1項 ・安衛則第612条第1項 ・鉛則第52条第1項 ・特化則第36条第1項 ・有機則第28条第2項 ・電離則第54条第1項 ・電離則第55条 ・事務所則第7条 ・粉じん則第26条	作業環境測定(騒音) 作業環境測定(炭酸ガス) 作業環境測定(坑内通気量) 作業環境測定(気温、湿度) 作業環境測定(坑内の気温) 作業環境測定(鉛の気中濃度) 作業環境測定(第1類物質及び第2類物質の気中濃度) 作業環境測定(有機溶剤濃度) 作業環境測定(外部放射線による線量当量率又は線量当量) 作業環境測定(放射性物質の濃度) 作業環境測定(CO濃度等) 作業環境測定(粉じん)	6月に1回 1月に1回 半月に1回 半月に1回 半月に1回 1年に1回 6月に1回 6月に1回 1月(6月)に1回 1月に1回 2月に1回 6月に1回
第66条第1項 ・安衛則第44条第1項 ・安衛則第45条第1項 第66条第2項 ・有機則第29条第2項 ・有機則第29条第3項 ・四アルキル鉛則第22条 ・鉛則第53条第1項 ・鉛則第53条第3項 ・特化則第39条第1項 ・特化則第39条第2項	定期健康診断 特定業務従事者に対する健康診断 有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断 有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断(有機溶剤ごと) 四アルキル鉛業務従事者に対する定期健康診断 鉛業務従事者に対する定期健康診断 鉛業務従事者に対する定期健康診断(医師が必要と認めた場合の一定の項目) 特化物取扱業務従事者に対する定期健康診断 特化物取扱業務に従事したこと	1年に1回 6月に1回 6月に1回 6月に1回 3月に1回 6月(1年)に1回 6月(1年)に1回 6月(1年)に1回 6月(1年)に1回

<ul style="list-style-type: none"> ・電離則第56条第1項 ・電離則第56条第5項 ・高圧則第38条第1項 ・石綿則第40条第1項 ・石綿則第40条第2項 	<p>のある者に対する定期健康診断</p> <p>放射線業務従事者に対する定期健康診断</p> <p>第1項の健康診断の際、前回の健康診断の資料提出</p> <p>高圧室内業務又は潜水業務従事者に対する定期健康診断</p> <p>石綿業務従事者に対する定期健康診断</p> <p>石綿業務に従事したことのある者に対する定期健康診断</p>	<p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p>
<p>第66条第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安衛則第48条 	<p>酸等取扱業務従事者に対する定期健康診断</p>	<p>6月に1回</p>
<p>第66条の8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安衛則52条の3 	<p>長時間労働者に対する面接指導</p>	<p>労働者から申出があったとき、遅滞なく</p>
<p>第67条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安衛則第58条 	<p>健康管理手帳保持者が氏名・住所を変更した際の書替え手続</p>	<p>変更後30日以内</p>
<p>第75条の7第2項</p>	<p>指定試験機関の事業報告</p>	<p>事業年度経過後3月以内</p>
<p>第77条(第50条の準用)</p>	<p>登録教習機関の事業報告</p>	<p>事業年度経過後3月以内</p>
<p>第100条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安衛則第95条の6 ・安衛則第97条第2項 	<p>有害物ばく露作業報告の提出</p> <p>休業日数4日未満の死傷病報告</p>	<p>平成23年1月1日から同年3月31日まで</p> <p>3月31日まで(平成23年1月～3月分)</p>
<p>第100条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録省令第9条第1項 ・登録省令19条の10第10項 	<p>登録性能検査機関の性能検査の結果に関する報告</p> <p>登録型式検定機関の型式検定の結果に関する報告</p>	<p>性能検査を行った月の翌月末日まで</p> <p>事業年度において6月に1回</p>
<p>登録省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条の2の20第2項 ・第1条の2の21 	<p>指定産業医研修機関の事業報告</p> <p>産業医研修の結果の報告</p>	<p>事業年度経過後3月以内</p> <p>事業年度経過後3月以内</p>

・第1条の2の35第2項	指定産業医実習機関の事業報告	内 事業年度経過後3月以内
・第1条の2の36	産業医実習の結果の報告	内 事業年度経過後3月以内
・第19条の24の5	登録校正機関の登録の更新	登録後5年
・第19条の24の10	登録校正機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
・第19条の24の21第5項	登録発破実技講習機関の実施結果報告	事業年度経過後1月以内
・第19条の24の36第5項	登録ボイラー実技講習機関の実施結果報告	事業年度経過後1月以内
・第101条	指定記録保存機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

じん肺法

条文	権利内容	期日等
第8条	定期のじん肺健康診断	労働者の管理区分等に応じて1年又は3年に1回
第13条第3項	じん肺管理区分決定の申請を行った事業者への検査命令・物件提出命令に対する義務	都道府県労働局長が指定した期日まで
第15条第3項(第13条第4項の準用)	じん肺管理区分決定の申請を行った労働者への検査命令・物件提出命令に対する義務	都道府県労働局長が指定した期日まで
第22条	常時粉じん作業に従事しなくなった労働者に対する転換手当の支給	労働者が常時粉じん作業に従事しなくなってから7日以内

作業環境測定法

条文	権利内容	期日等
第24条第3項	指定試験機関が作業環境測定士試験員を選任・変更したときの届出	選任・変更した日から15日以内
第26条第2項	指定試験機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第32条第3項(安衛法第	登録講習機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

50条の準用)		
第32条の2第4項(第26条第2項の準用)	指定登録機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第34条第1項	作業環境測定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第42条第2項 ・作環則第40条 ・作環則第49条	指定試験機関の試験結果の報告 登録講習機関の講習・研修結果の報告	試験を実施した日から2月以内 講習又は研修が終了した日の属する月の翌月末日まで